

りし事明なれば、いづれによりて定めん事も難ければ、或は後宇多天皇の弘安中になりしが、伏見天皇の御代に至り、後宇多天皇の御製のみを補入したるものにてあらんか。勅撰歌集にすら、奏覽の後の作歌を補入したる例あれば、かく推定するの外なかるべし。されど、これは、唯現在の十卷のみによりて、推考したるのみ。卷十一以下、悉く完備したる上にて、更に精査攷究せば、愚案の謬りたるを訂正する事あらん。

一三 管 絃

梨園舊風 一卷

梨園とは、唐書禮樂志に、「明皇既知音樂、又酷愛法曲、選坐部伎子弟三百、教于梨園、」とありて、歌舞を教習する所なりしかば、やがて、舞人樂人をも、梨園といひしなり。されば、この書は、我邦古風の歌舞の事ども記したるものなるべけれども、世に傳はらざれば、詳ならず。

東遊笛譜 一卷 奉勅撰

岩崎文庫本、内閣一本、神宮文庫本、神智文庫一本等この書を載せざるもの妙からず。後の追記ならんか。

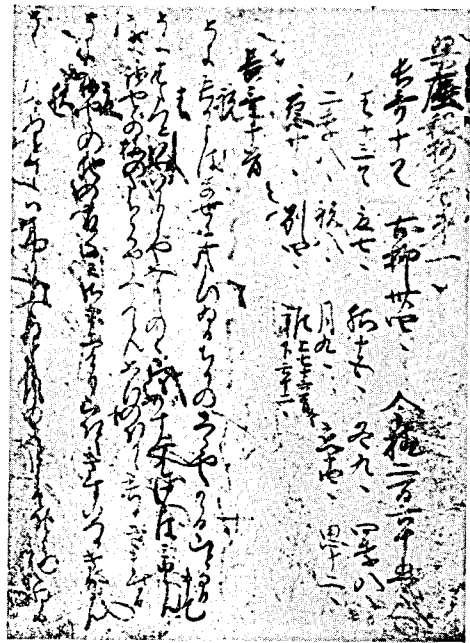
東遊は、神事に奏する歌舞なり。この笛の譜は「奉勅撰」とあれど、いつの御代、いかなる人の撰びたるものか、今は世に傳はらざれば、詳ならず。

梁塵秘抄 二十卷 後白河院勅撰

神樂、催馬樂、風俗、今様、早歌、田歌等の事をか、せ給ひしものなり。今世に傳はりたるものは、卷一

長歌、古柳、今様三百九首の中二十二首と、卷二四句神歌、二句神歌の外、梁塵秘抄口傳集卷一、殘缺、卷十の二卷あり。その他、梁塵秘抄口傳集卷十一以下、卷十四まであり。

古寫本は、伏見宮御所藏榮仁親王御筆口傳集卷十、及び綾小路子爵所藏卷一、及び口傳集の斷簡あり。卷一及び卷二は、佐々木信綱博士の大正元年に校刊し、同十二年増訂したるもの、昭和七年に改訂したる刊本あり。



梁塵秘抄一卷 (子爵綾小路護所藏)

また国歌大系に收めたり。梁塵秘抄口傳集卷十は、群書類從に收めたるものあり。また梁塵秘抄一二、及び同口傳集十四までは、岩波文庫に收めて、昭和八年刊行せり。

この書に就いては、刊本、及び國史國文の研究にのせたる拙考、及び、皇室御撰之研究にも記し、詳なる事は、改訂刊本に載せたり。なほ岩波講座日本文學、新潮社文學講座、改造社日本文學講座等にも、諸家の考説を載せたり。

龍吟抄

龍吟は笛の事にて、この書は、横笛についての事どもを、筆録したるものなり。笛を龍吟といふ故は、續效訓抄に、「或云、笛をば龍吟といふ、宮、商、角、徵、羽の五奇、みな龍笛の調にわかまへたり。」と見え、たれど、蓋し文選馬融長笛賦に、「近世双笛從羌起、羌人、伐竹未及已、龍鳴水中不見已、截竹吹之聲相似」といへるによりて、笛を龍笛といひ、やがて龍鳴とも、龍吟ともいへるなるべし。體源抄には、龍吟集としてこれを引きたり。群書類從に收めたる上下二卷の龍吟抄はこれなり。

上卷は呂にて、一越調曲の皇帝破陣樂より、安摩に至る二十八樂、雙調曲の春庭樂、柳花苑、大食調曲の散手破陣樂より、長慶子に至る十樂、乞食調曲の秦王破陣樂より、林歌子に至る四十樂、下卷は律にて、平調曲の三臺鹽より、扶南に至る十五樂、黃鐘調曲の赤白桃李花より、赤白蓮花樂に至る十五樂、盤涉調曲の蘇合香より、劔氣禪脫の十三樂に至れり。

この書の著者は、大神基政にて、卷首に「大神基政撰」と記し、

三五要略に、基政抄云、號龍吟抄、春楊柳早物也、甘洲坏三様に吹、人之夜半樂五常樂破様に吹物也云

と見えたり。基政は大神惟季の子にて、雅樂允、樂所勾當となり、保延四年、六十歳にて歿せり。上下二巻とも、末尾に、「長承二年五月日、散位大神在判、」とあるによれば、この書は、没年より、六年前に著したるものなり。なほ

奥書に、本云、此抄、安元比、以前齋院之本、令信定書寫者也、

于時嘉祿二年十月六日書寫了、傳聞、此抄有二本云々、大神基政女子二人之料抄之、聊有異歟、但不知何本可尋之、此本度々披見之、不審等少々別紙勘付、即付屬播磨局畢、

于時嘉祿三年六月六日

散位在判

とあり。前齋院は、後白河天皇の皇女式子内親王の御事なり。これによれば、この書は二本ありしにて、一を龍吟抄とし、一を龍鳴抄としたるものならんか。但し仁智要録、三五要録に引きたる新撰龍吟抄は、別のものなる事は、文机談に見えたり。

三五要略 妙音院太政大臣撰

琵琶の譜なり。琵琶を三五といへるは、風俗通に、「琵琶長三尺五寸、法天地人與五行也、」とありて、一は三尺五寸なるにより、一は三才と五行とによりて名づけたるものなり。四巻ありし事は、文机談に見

伏見官御所藏

三五要略卷第六	妙音院太政大臣撰	藤原朝臣
龍吟抄	平朝	
藤原香	高秋樂	
宋明樂	藤原香	
松風樂	鳥尚樂	
輪琴	藤原香	
松風香	藤原樂	
白柱	竹柱	
千秋樂		
藤合香		
序		

三五要略

えたり。

この書は、今傳はりたるは缺卷となりて、伏見宮御所藏に卷第四の一卷あり。卷首に、「妙音院琵琶師太政大臣從一位藤原朝臣抄」と記して、盤涉調、琵琶平調の藤合香より、千秋樂に至れり。この書の事は、文机談に、「亦要略は四巻なれば、これを四絃にあつ、この趣皆録の第一の調子品の上巻に見えたり」と記せ

著者妙音院太政大臣は、藤原師長にて、その事歴は白馬節會抄の條（一七八頁）にのせた

琵琶の譜を書きたるものなり。

文机談に、御譜を撰定せらる、比巴をば三五と名づけて、三尺五寸のうつはものなるが故に、始めてこの號ありとかや。中略要録は十二卷、これを十二月、十二時、十二律にあつ、

と見えて、各卷の始に、「太政大臣從一位藤原朝臣師長撰」と記したり。その篇目左の如し。

- 第一 案譜法調子品上下
- 第二 催馬樂上律歌琵琶 黃鐘調
- 第三 催馬樂下呂歌琵琶 返風香調
- 第四 壹越調曲上琵琶双調沙陀調同音
- 第五 壹越調曲下琵琶双調 沙陀調曲
- 第六 平調琵琶黃鐘調
- 第七 大食調琵琶返黃鐘調 乞食調曲 琵琶調 黃鐘調
- 第八 双調曲琵琶返風香調 渡物壹越調曲 沙陀調曲
- 第九 黃鐘調曲琵琶風香調 水調曲琵琶返風香調
- 第十 盤涉調曲上琵琶風香調
- 第十一 盤涉調曲下琵琶平調、拍笛壹越調

第十二 高麗曲比巴黃鐘調

附録には、河曲子、河水樂、飲酒樂の譜、朗詠、付物、韓神附物、古鳥蘇、取音様等あり。南宮譜、長秋卿譜、新撰龍吟抄、桂譜等を参照し、處々この譜を以て、異同を註したるところあり。但し中に、著者師長以後の年紀にかゝるところあるは、後人の追記したるものなるべし。

卷一の卷尾に、此卷は、女房などのために、あながちにいるべきものにはあらねども、すべて三五要録の一の卷にてあれば、やうくにしてかきて、はりまとのにまゐらす、ありやうまたみな申さかせまゐらせつ、よく／＼心をしづめてしられべし。

建保六年八月一日

前木工權頭藤原判

と記せり。この書の事は、

玉葉に、建久六年正月十六日壬寅、仁和寺宮送使僧事之間、令申入事等有勅許、悦畏申之由所被示也、其上被借三五要録平調卷、即付使借與畢、

と見えたり。後伏見天皇御記延慶二年十月の條にも、「妙音院入道、催馬樂へ、中御門内大臣宗能公弟子也、仍三五要録にも、彼説とて載之、」と記し給へり。

この書の古寫本は、伏見宮御所藏第二調子品第三催馬樂第四壹越調曲第五平調曲第六大食調曲第七双調曲第八黃鐘調曲第九水調曲第十盤涉調曲第十一高麗曲の十一卷あり。各卷の表紙に、後崇光院の宸筆にて、曲調を記し給へり。また卷末

に、筆者を紙片に記して、貼付したるものあり。第一稱念院入道鷹司兼平卿、第三具氏卿、第四長雅、第八孝時、第九忠雄朝臣、第十範藤卿、第十一經朝卿にて、

第八奥書に、承元二年七月卅日、於持明院殿馬場宿所、

書寫了、 校了 在判

承元三年三月十一日、此局慥受了、孝時

とあり。また同宮御所藏に、三五要錄目錄一卷あり。卷首に「太政大臣從一位藤原朝臣師一撰」とあり。書名の下に、「仁智同」と註せり。仁智要錄も同じき意なり。樂名、及びその解説を

録 要 五 三 挙げて、譜を略したるものなり。

奥書に、承元五年三月六日、於仁和寺鳴瀧亭書寫了、

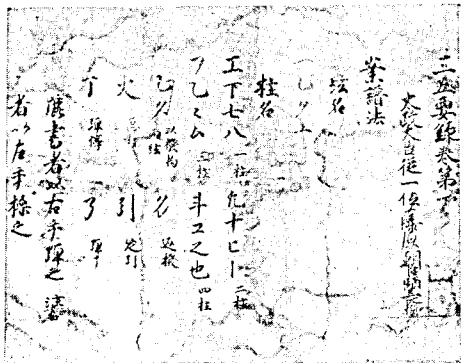
同八日校了、 同九日校了 同十日校了 在判

と見えたり。この外、同宮家御所藏に、三五要錄抄一卷あり。三五要錄を抄録したるよし、應安六年の

奥書あり。

仁智要錄 同撰

伏見宮御所藏



箏の譜なり。箏を仁智といふ事は、晋傳玄の

七十七カガキ斗十十八カガキ斗十九カ
八カガキ斗十七カガキ斗

仁智要略巻第二

世尊佛願念文後住藤原朝臣長有撰
壹拾伍調曲 月夜波調

春籥賀成 迎渡頻 廻珠珠 胡鼓酒

小道樂 春籥樂 春籥樂 胡鼓 武德樂

春籥樂 大笛 有糸 新樂

伏見宮御所藏

箏賦に、代以蒙恬所造、今觀其器、上崇似天、下平似地、中空准六合、絃柱擬十二月、設之則四象在、鼓之則五音發、斯乃仁智之器、豈亡國臣、所能關思運巧哉

とあるより出でたり。體源抄に、「智仁者天地也、陽也陰也、甲之圓主天、腹之平主地、其形名仁智云々」といへるは誤なり。

この書は、今寫本にて十二卷傳はれり。その篇目左の如し。

首卷 箏案譜法 絃名 右手 左手 第一

調子品 第二 催馬樂上律 第三 催馬樂

下呂歌 第四 壹越調曲上 第五 同下

第六 平調曲 第七 大食調曲 第八 双

第十一 高麗曲 第十二 角調柱次第 箏卷絃口

調曲 第九 盤涉調上 第十 同下

仁智要錄

傳事等

にて、樂曲の始には、和漢の書を引きて、その起原等を記したり。その書中に参考したるものは、南宮横笛譜、長秋卿笛譜、明暹横笛譜、類聚箏譜、綿譜、龍吟抄、絲竹譜、院禪譜、師季譜等にて、卷一には、裏書三所あり。

仁平三年二月十一日奉受了、其後久壽二年二月卅日更奉習之、

仁平三年四月十四日奉受了、仰曰、彈五十絃度數無定、多少隨宜耳、他皆倣之、

仁平三年 卅日於宇治小河伊行宿所、奉受了、

と見えたり。蓋し傳受を受けたる事を記したるものなり。なほこの書の事は、絲竹口傳に、「妙音院殿譜には、仁智の譜とかけり、」と記し、體源抄にも見えたり。

仁智要略

これも箏の譜なり、卷數明ならず。體源抄に載せたるこの書籍目錄に、「箏譜同撰」とあるによれば、仁智要略と同じく、妙音院師長の著なり。但し要録に對して、略記したるもの、如しと雖ども、その内容によれば、別のものなり。

この書は、世に傳はりたるもの稀にして、古寫本には、伏見宮御所藏卷二の一巻あり。

奥書に、永仁四年卯月七日、此正本季通朝臣自筆也、讓權大納言實泰了、仍□之加奥書、存亡管絃名箏人、彼朝臣隨分條々、但注漏人濟々焉、

と見えたり。

絲管抄 十卷 北院御室御抄

箏、琵琶、横笛等、管絃に關する事どもを記されたるものなり。體源抄には、絲管要抄とも、絲管要録抄とも記せり。この書、今は散逸して傳はらず。この書の事は皇室御撰之研究にもせたり。

北院御室は、後白河天皇の皇子守覺法親王の御事なり。仁和寺に入り給ひ、建仁二年八月、御年五十三にて薨じ給へり。御著書多し。

殘夜抄 孝道抄

管絃についての事どもを記したる書なり。殘夜とは、

卷首に、僅にその器についたる程の事だにも、すたれゆく末の世、心うく悲し、この故に、わづかにちいさき竹のつゝにて、見とをしをしたる程だにもなき口傳の外、ごに臨みて、覺束なかりぬべきことを、夜を殘したる老のねぶりのうちに、思ひ出でらるゝ事どもをしるして、子を思ふ道の餘り、

かたはらいたながら、わな／＼く／＼つふしつゝ、
 とあるによれり。また書名の下に、「或云迷路抄」ともいへるよし記せり。一卷にて、群書類從に收めたり。その内容に就いては、

まづうへは物に付たる曲は、さる事にて、音楽にとり、品々に臨みておもはるゝ事あるべし、一は御遊、二は舞樂、三は式講、四は十種講、五は人に物を教ふる事、六は人に習ふ事、七は調子の移りかはりめ、八は樂のあひだの事、九は音のこと、十は物を秘すべきやう、十一は物のたがひめの事、十二は打物の事、十三は樂器の事、

とありて、各項目をわかれて、細密に説明せり。著者の藤原孝道なる事は、

體源抄に、殘夜抄、琵琶博士孝道入道造之、殘夜云々、

と見えたり。孝道は、木工頭藤原孝定の子にて、尊卑分脈に、「從四位下、尾張守、木工權頭、出家、智觀」とあり。嘉禎三年、七十三にて卒去せり。

類聚樂錄

管絃についての事どもを類聚したるものなるべし。今世に傳はらざれば、著者も卷數も詳ならず。

類聚箏譜

箏曲の譜を類聚したるものなるべし。仁智要錄皇帝破陣樂の頭書に、「類聚箏譜者、後宇治殿御撰也、」と見え、體源抄に「類聚箏譜知足院殿」とあり。秦箏相承血脈關白忠實の下に、「號知足院、或後宇治、又富家、」と見えたり。

この書も世に傳はりたるものなく、三五要錄附錄河曲子の註に、「河或作歌、類聚箏譜云、師說註之、」と見えて、仁智要錄の處々に引載したるものあり。唯類聚譜としたるも、同書なるべし。

著者忠實の事は、乾抄の條(一八一頁)に記せり。秦箏相承次第には、著者を權大納言宗俊として、「又受五節命婦說、又習大宮右大臣、又院御說、」と見えたり。大宮右大臣は、宗俊の父俊家にて、院は白河法皇の御事なるべし。

桂譜

内閣一本、圖書寮本(松岡舊藏)彰考館一本、前田本等、桂譜としたり。

世に傳はらねば、如何なるものか詳ならず。著者も明ならねど、琵琶の譜なるが如し。
 體源抄十一に、桂譜とハ、桂少輔事、經信大納言孫也、

とありて、琵琶血脈に、「兵部少輔信綱、治部卿基綱息、號桂少輔、」と見えたるによれば、信綱のかきたるものなるが如し。但し信綱の祖父經信も、琵琶の名手として、世に聞え、尊卑分脈に、「号桂大納言」と記し、自筆の譜あるよし、胡琴教録上に見えたれば、桂譜は、信綱にはあらずして、經信の譜ならんか。伏見宮家御所藏に、經信自筆の琵琶譜あり。紙背に、九條兼實の署名ありて、應保三年、兼實が、父忠通より受けたるよしを記せり。されど經信の奥書には、「件手並樂等、所受習故兵部卿資通卿也、」とありて、資通より傳受したるまゝの寫なれば、桂譜は別のものならんか。

三五中録 十二卷 孝時撰

琵琶の譜を書きたるものなり。寫本にて、世に傳はれり。その篇目左の如し。

- 第一家譜法
- 第二催馬樂上
- 第三同下
- 第四壹越調曲上
- 第五同下
- 第六平調曲
- 第七大食調曲
- 第八双調曲
- 第九黃鐘調曲
- 第十盤涉調曲上
- 第十一同下
- 第十二高麗曲

著者の孝時なる事は、

文机談に、抑中録は、孝時が所撰也、西園寺入道御時、本譜を諸人にゆるす事御せいしありて、御いましめの御教書を給はる、仍年來の弟子にこれをあたへんために、常に用る所の一説をとりて、中録となつく、而を、後日に人これをなんするによりて、なほ要録とす、但中録もなにかはくるしく侍らん、昔も龍吟抄あり、又新撰龍吟あり、これをもて是を思ふに、新撰要録とも号つべし、例なきにあらすや、

と見えたり。孝時は、木工權頭藤原孝道の子なり。尊卑分脈に、「正五下、右馬助、出家法深、」とありて、

文永三年歿せり。

この書の古寫本は、伏見宮御所藏七卷あり。鎌倉時代末期のものにて、

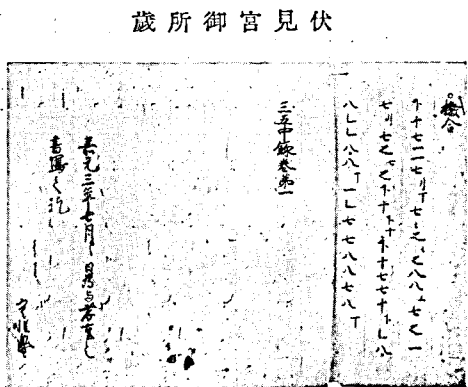
第一奥書に、嘉元三年七月日、爲與孝重、令書寫之訖、空性(花押)

と見え、第六には、元徳三年の奥書あり。

第七奥書に、此卷内曲悉奉授壹岐左衛門尉宗成訖、

正應四年正月廿一日 木工權頭孝秀(花押)

第十一奥書に、此者元徳年中也、余練習、以今出河前右大



臣所持後西園寺入道太政大臣筆、譜書寫之、

と見えたり。今出河前右大臣は兼季にて、後西園寺入道太政大臣は兼季の父實兼なり。この外、同宮御所藏に、第七盤涉調下一卷あり。邦永親王の書寫し給ひしもの五冊あり。

御奥書に、家藏之三五中録、全部當時人韞匱蠹毀多、而無由歎、遂不耻拙筆、親新遂摹功、且加校合而已

正徳乙未歴初秋下泮

邦永(御花押)

と記し給へり。

なほ同宮御所藏には、これを抄略したる三五中略と題したるもの一卷あり。第四五六の抄録にて、草本なり。

宜陽殿竹譜 太田丸撰

今傳はらざれば明ならねど、懷竹抄に、「宜陽殿竹譜ト云ハ、太田丸譜」と見え、

文机談に、この御門の御なかれをば、一品式部卿貞保親王に傳へ給はらせ給ふ、中略此御師太田丸が、
笛譜をば、嵯峨天皇めして、宜陽殿のぬりこめに置かせおはします、朝家のおもき御寶なれば、宜陽殿の竹の譜とて、證にひき侍るはこれなり、但灸上の時、とりいたさずして焼にけり、

とありて、體源抄五にも見えたり。太田丸は、和邇部氏なるよし、同書に見えたり。その傳記は詳ならず。

南竹譜 貞保親王撰

横笛の譜にて、懷中抄にも、「南竹譜ト云ハ、貞保親王譜」とあり。南竹は南宮竹譜を略したるものなり。續教訓抄には、南宮横笛譜と記せり。南宮は、貞保親王の御邸第なり。

貞保親王は、清和天皇の皇子にましく、延長二年御年五十五にて薨じ給へり。親王衆藝に秀で給ひ、殊に横笛に長じ給ひし事、文机談、續教訓抄に見えたり。

この書も、世に傳本なく、仁智要録、三五要録以下の諸書に引きたるものあり。この書の事は皇室御撰之研究にものせたり。

長竹譜 博雅卿撰

横笛の譜にて、懷竹抄に、「長竹譜ト云ハ、博雅三位譜」とあり。仁智要録、續教訓抄、河海抄、體源抄などには、長秋卿笛譜とも記し、また長秋卿竹譜ともいへり。蓋し著者博雅が、中宮大夫たれば、中宮の唐名長秋によりたるものなり。長秋譜は、長秋卿竹譜の略名なり、

體源抄五に、長秋卿竹譜、中宮大夫唐名なり。

又號長秋譜、博雅三位御譜也、御譜裏書を見るに、貞保親王三卷譜、同臨調子譜、清瀬宮繼、大戸清上、

和邇部大田丸、勝道成常也、乙莫ノ譜也、又外從五位下良峯朝臣遠平、勝道成師、平秀茂、並大石富門等譜説也、是奉勅撰也、

と見え、

三五要録に、康保年中、左近權中將源博雅朝臣、奉勅撰進横笛譜云々、

文机談に、皇太后宮權大夫源博雅卿、これも圖書頭源脩にならひ給ふ、西宮殿には、御あひ弟子とぞ申すべき、この君は、兵部卿克明親王の長子なり、御笛もいみしき御上手なり、村上天皇の御宇、康保の頃、勅によりて、横笛の譜十三卷をえらび上り給ふ、いま用ひる所の長秋といふはこれなり、南宮は十二卷、長秋卿は十三局、これには、角調のくは、れるによりてなり、

と見えて、村上天皇の勅を奉じて、撰進したるものなり。

著者博雅は、兵部卿克明親王の御子なり。從三位、皇后宮權大夫に至り、天元三年、六十三にて薨去せり。尊卑分脈に、「琵琶名匠」と記し、「高名管絃人」と見えたり。

綿譜 頼吉撰

横笛の譜にて、懷竹抄に、「綿譜ト云ハ王監物頼吉譜」と見えたり。綿譜とは、いかなる故に名づけたるものにか。

この書の事は、

續教訓抄に、王監物頼吉ハ、オホツカナキ樂ヲハ、樂屋ニテモ、譜ヲヒロケテ吹ケルナリ、道ノ長者ナル事ナレハ、ミクルシクモ侍ラス、又難スル人モナシ、綿譜ト云フハ、樂屋ニテヒラキ見ケル譜トカヤ、

と見えたり。されど、これも今は傳はらず。仁智要録、續教訓抄、體源抄などに引きたるものあるのみ。

頼吉は、樂所預小監物玉手信近に就いて横笛を學び、堀河天皇の御師となれり。

懷中譜 惟季撰

今傳はらねば詳ならず。懷竹抄に、「懷竹譜ト云ハ、大神判官惟季譜」と記したれば、また懷竹譜とも稱したるものならんか。懷竹譜は、横笛の譜なれば、その他、箏、和琴、琵琶等の譜をも併せて、懷中譜と稱せしにや。別に箏、和琴、琵琶等の譜はなかりしにや。

著者惟季は、大神氏、戸部正近の弟子となりて笛を習ひ、右近將監に任せられ、寛治八年、六十八にて卒去せり。

風俗譜 一卷

圖書寮本、(荷田在滿舊藏)内閣一本、神宮文庫本は一帖とし、群書類従本は二卷としたり。

風俗歌の譜なり。風俗歌は、群書類従に収められたれど、この風俗譜は、今傳はれりや否や明ならず。

催馬樂譜 二帖

群書類従本二卷としたり。

催馬樂歌の譜なり。この譜の事は、

建久本催馬樂略譜下卷の終に、或抄云、延喜二十年、依勅定左近中將藤原忠房朝臣作催馬樂譜云々、

又一條左大臣殿令造之由、見治國抄、孝道抄

郢曲相承次第左大臣雅信の下に、催馬樂譜、此大臣作之、或抄云、延喜二十年、右近少將藤原忠房依

勅定作之云々、然而多分說雅信公所作也云々、

この外、袖中抄には、一條左大臣雅信の作とし、體源抄には、藤原忠房の作なるよし記せり。この譜は、藤原忠房、源雅信、いづれのものか、碩鼠漫筆には、雅信の撰びたるは、天祿の頃なりしものにて、今傳はりたるは、やがてこの新譜なるよしいへり。

催馬樂譜の古寫本は、帝室博物館所藏天治本催馬樂抄を最も古しとす。題簽に「催馬樂譜、堀河右大臣流、藤大納言□寫祕藏本也、不及他見、」と見え、奥書に、「天治二年春三月、付家說移點了、」下と見えて、

終に「堀河右大臣殿、按察大納言、藤大納言、皆此人々次第所傳也、」と記せり。堀河右大臣は、道長の子頼宗、大宮右大臣は、その子俊家、按察大納言は、その子宗俊、藤大納言は、その子宗忠にて、天治二年、藤

律
我駒 初十二 二卷六

伴天 <small>天</small>	安加 <small>加</small>	巴 <small>巴</small>	波 <small>波</small>	又 <small>又</small>
由 <small>由</small>	文 <small>文</small>	己 <small>己</small>	世 <small>世</small>	又 <small>又</small>
万川 <small>万川</small>	知 <small>知</small>	也 <small>也</small>	ま <small>ま</small>	安波 <small>安波</small>
礼 <small>礼</small>	万川 <small>万川</small>	知 <small>知</small>	也 <small>也</small>	
ま <small>ま</small>	波礼 <small>波礼</small>	ま川 <small>ま川</small>	あ <small>あ</small>	ま <small>ま</small>

(藏所氏映直島鍋爵侯) 譜樂馬催

大納言となれり。この四代は催馬樂師傳相承にものせて、この譜を相承せしなり。なほ宗忠の中右記保安元年十一月十三日の條に、「催馬樂譜、有故宰相中將家、有無未尋得、」と見えたり。故宰相中將は、俊家の孫にて、宗通の子なり。同じく堀河右大臣の流なれば、天治本と關係あるに似たり。天治本には古典保存會の複製あり。この

外侯爵鍋島直映氏所藏古寫本一冊あり、昭和八年、國寶に指定せられたり。

神樂譜 二卷

圖書寮本、(荷田在滿舊藏)内閣一本、三條西本等は、二帖としたり。

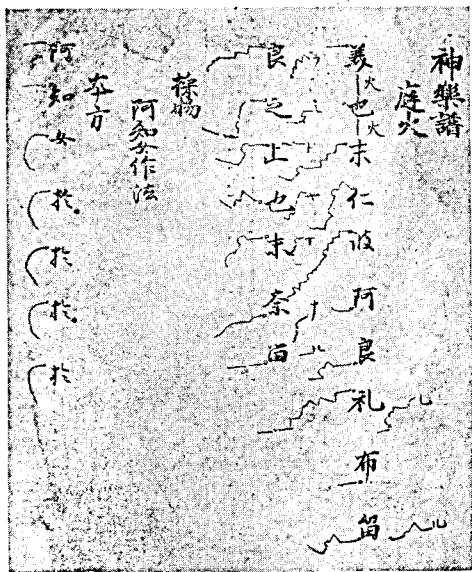
神樂歌の譜なり。この譜の事は、

中右記に、天仁元年十一月廿三日、世稱清暑堂御神樂、是豊樂院後房名也中略舊神樂譜云、昔貞觀御時、

神宴之日、被撰定神樂歌者、若是此神樂之事歟、彼時、磯等前ト云歌、依有禁忌不被歌云々、首書に、

神樂譜

遠火



(藏所氏爲利田前爵侯) 譜 樂 神

或人談云、朱雀院御時、真信公攝政之間、此御神樂又被始、其後不絶、

とあり。碩鼠漫筆には、貞觀御時に撰定せられたりといへるは、はやく亡びて、政事要略卷二十八に、神樂譜云とありて、その一節を引きたるのみ。今の世に傳はりたるは、一條雅信が、催馬樂と共に、撰びたるものなるよしいへり。されど、この目錄にのせたるは、舊本なりや、新本なりや明ならず。

神樂譜の古寫本は、前田侯爵家所藏にて、正嘉元年の久行、文永元年の久氏、文保三年の忠榮の奥書を載せて、末に

文和四年正月□□令書寫訖、於本者、悉每□□書之、予私博士相□□所々書了、舊冬所借請忠春也、

敦有(花押)

と見えたり。

一三 醫 書

大同類聚方 百卷 安倍眞貞、出雲廣眞等奉勅撰

本邦古醫方の傳はりたるものをあつめて、分類したるものなり。

日本後紀に、大同三年五月甲申、先是詔衛門佐從五位下兼左大舍人助相模介安倍朝臣眞直、外從五位下侍醫兼典藥助但馬權椽出雲連廣眞等、撰大同類聚方、其功既畢、乃於朝堂拜表曰、臣聞、長桑妙術、必須湯艾之治、太一祕結、猶資鍼石之療、莫不藥力迴助、拯殘魂於阡厄、醫方所鍾、續遺命於斷、雖一貫、典墳澄心頤、猶復降懷醫家、汎觀攝生、乃詔右大臣、宣令侍醫出雲連廣眞等、依所出藥、撰集其方、臣等奉宣、修□□在尋詳、愚情所及靡敢漏、□□成一百卷、名曰大同類聚方、宜校始訖、謹以奉進、但凡厥經業不詳習、年代懸遠、註記絲錯、臣等才謝稽古、學拙知新、輒呈管窺、當夥紕謬、不足以對揚天旨、酬答聖恩、悚慙之□墜氷谷、謹拜表以聞、帝善之、

とあるにて、そのさまを推知すべし。